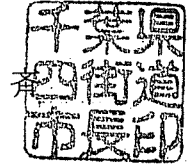


廃 第 6 5 号
平成28年10月28日

みそら自治会
会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐 渡



新協定書に盛り込む項目について（回答）

清秋の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、貴自治会から提出された平成28年10月20日付け文書につきまして、下記のとおり回答します。

記

・第1項目について

新協定書についての市の考えは、平成28年7月28日付け廃第41号及び平成28年8月5日付け廃第44号にて回答したとおりです。現状、双方の考えに相当な乖離があると認識しております。新協定書は、双方の共通認識ができ、盛り込むべき事項が明確にならない限り締結できません。

・第2項目について

平成28年1月20日付け廃第85号、平成28年3月3日付け廃第112号及び平成28年7月28日付け廃第41号と重複しますが、市としては、平成33年9月末日に現クリーンセンターを稼働停止させることができるよう最大限の努力をいたします。しかしながら、風水害等の自然災害や社会経済情勢の変化、吉岡区との交渉状況などの外的要因等により次期ごみ処理施設整備スケジュールに遅れをきたす可能性を排除することはできません。

・第3項目について

平成28年8月5日付け廃第44号にて回答したとおり、確認書には、現クリーンセンターの撤去は移転と同時に工事を始めるとの規定はございませんが、確認書2(7)に基づき操業停止前に跡地の利用（撤去も含む。）について貴自治会と協議させていただきます。

なお、跡地は全市民の財産であり、市全体で調整する必要があることから、総合的に検討してまいります。

・第4項目及び第5項目について

平成28年7月28日付け廃第41号にて回答したとおり、平成27年9月15日付け廃第58号及び平成28年7月28日付け廃第41号別紙のスケジュールを遵守するため、引き続き吉岡区との協議が円滑に進むよう努めるとともに、議会に次期ごみ処理施設整備に必要な予算や契約を承認していただくよう説明を行い、県を始めとした関係機関との協議が円滑に進むよう調整を図り、進行管理に努めてまいります。

・第6項目について

平成27年9月15日付け廃第58号及び平成28年7月28日付け廃第41号別紙記載のごみ処理施設整備に関する諸手続のうち、大項目を確実に開始できることとなった段階で、貴自治会へ文書にて報告させていただきます。

・第7項目について

確認書では、市が8年間の期限を守れなかった場合、「市は自治会と補償について協議する」こととなっておりますので、真摯に協議させていただきます。

・第8項目について

確認書2(6)の補償については、市は損害賠償金であると判断しています。市が補償できるのは、平成27年4月1日以降、現クリーンセンターの操業により貴自治会が被った損害です。本体工事を開始できなかった場合についても同様です。損害賠償請求においては、損害を受けたと主張する者が損害等を立証すべきものですので、貴自治会が損害の具体的内容及び損害額を提示してください。

・第9項目について

平成元年8月30日に締結した協議書及び協定書は、平成19年3月19日に貴自治会と締結した確認書に反しない限度で現在も有効であることから、これらに代わる公害防止協定書を締結する考えはありません。現クリーンセンターの操業にあたっては、協議書及び協定書に基づき、引き続き公害防止に努めてまいります。

なお、協定書第15条第3項では、貴自治会又は貴自治会の「指定した者は公害監視の立場から清掃工場への立入調査をすることができる。その場合は安全上、清掃工場管理者の指示に従うものとする。」と規定されています。